

ま え が き

埼玉県教育委員会教育長

小 松 弥 生

平成29年3月31日、学校教育法施行規則の一部が改正され、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を改訂し、幼稚園は平成30年4月1日から、小学校は平成32（2020）年4月1日から、中学校は平成33（2021）年4月1日から施行する旨の告示がなされました。

これに伴い、埼玉県教育委員会は、平成29年5月に、学識経験者や保護者、市町村教育委員会関係者、幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校の園長、校長、教諭からなる埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、本県独自に作成してきた埼玉県教育課程編成要領を改訂すべく、その基本方針や基本的な事項等について御検討の上、報告をいただきました。

これを受け、県教育委員会は、市町村教育委員会関係者や幼稚園及び小・中学校の園長、校長、教頭、教諭等を主たる構成員とする埼玉県教育課程編成要領改訂協力委員会議を開催し、検討委員会の報告を踏まえ、教育課程編成に係る細部にわたる事項の研究を重ね、ここに幼稚園、小学校、中学校の教育課程編成要領を改訂いたしました。本教育課程編成要領は、各幼稚園及び小・中学校において教育課程を編成する際のよりどころを示すとともに、指導計画等を作成するための資料となるものです。

21世紀の社会は知識基盤社会であり、加えて、情報化やグローバル化といった社会的変化が人間の予測を超えて加速度的に進展するようになってきております。また、進化した人工知能が様々な判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適化されたりする時代の到来が、社会や生活を大きく変えていくとの予測がなされております。

このような社会において、子供たち一人一人が、予測できない変化に主体的に向き合っており合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要です。

こうした力は、これまでの学校教育で育まれてきたものと異なる新しい力ということではありません。学校教育がこれまで目指してきた「生きる力」の育成を改めて捉え直し、学校と家庭、地域社会が認識を共有し、相互に連携して、子供たち一人一人に「生きる力」を確実に育んでいくことが大切です。

県内の幼稚園及び小・中学校が、未来に生きる子供たちの「生きる力」を育むために、幼稚園教育要領や小・中学校学習指導要領並びに本教育課程編成要領により、適切に教育課程を編成され、創意工夫を生かした特色ある教育を推進していただくことを願っております。

結びに、検討委員会並びに改訂協力委員会議の委員の皆様にご心から感謝の意を表します。

埼玉県小学校教育課程編成要領

第一部（概要編）

埼玉県小学校教育課程編成要領 第一部（概要編） 目次

1	2030年の社会と目指すべき人材	1
2	埼玉教育の現状と課題	1
3	学習指導要領等の改訂に当たって	2
(1)	何ができるようになるか ―育成を目指す資質・能力―	2
ア	目指す資質・能力の三つの柱	2
イ	埼玉県学力・学習状況調査等の活用	2
ウ	特別な配慮を必要とするなど課題を抱えた子供への対応	3
(2)	どのように学ぶか	
	―各教科等の指導計画の作成と実施、学習指導の改善・充実―	4
ア	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	4
イ	「主体的・対話的で深い学びの実現6則」の活用	5
(3)	カリキュラム・マネジメントの推進	
	―教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す―	5
(4)	社会に開かれた教育課程 ―学習指導要領の枠組みの改善―	6
(5)	何を学ぶか	
	―教科等を学ぶ意義と教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成―	7
4	各教科等の学習指導要領改訂の趣旨等及び指導計画の作成	
(1)	国語	9
(2)	社会	11
(3)	算数	13
(4)	理科	15
(5)	生活	17
(6)	音楽	19
(7)	図画工作	21
(8)	家庭	23
(9)	体育	25
(10)	外国語	27
(11)	道德教育（「特別の教科 道德」を含む。）	29
(12)	外国語活動	31
(13)	総合的な学習の時間	33
(14)	特別活動	35

1 2030年の社会と目指すべき人材

近年顕著となってきている情報化やグローバル化の加速度的な進展など変化の激しい社会において、自らの可能性を発揮し幸福な人生の創り手になるとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、共に協働しながら持続可能な社会の創り手となる人材の育成がより一層求められている。中でも、進化した人工知能が様々な判断を行うなど社会や生活を大きく変えていく時代の到来が予測されている。こうした中で、子供たち一人一人が、社会に主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、あらゆる他者を価値ある存在として、共に協働できるなど、幸福な人生の創り手及びよりよい社会の創り手となっていけるようにすることが重要である。

2 埼玉教育の現状と課題

本県では、かけがえのない「財産」である子供たち一人一人を「人財」とし、「自助・共助・公助」の観点から「埼玉教育の振興に関する大綱」、「埼玉県5か年計画」、「第2期生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ー」において、学校・家庭・地域・行政が一体となって教育を推進しているところである。また、「教育行政重点施策」のもとで、教育行政を総合的に推進するとともに、各学校では、家庭や地域社会との連携を図りながら、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、子供たちの「生きる力」の育成を図っている。

具体的には、幼児教育の充実を図るため、「子育ての目安『3つのめばえ』」の取組を推進するとともに、発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携を推進している。また、「埼玉県学力・学習状況調査（以下、県学調）」の活用や「埼玉の子ども70万人体験活動」などの取組を実施し、家庭や地域社会との連携に努めながら、知・徳・体のバランスのとれた子供の育成を目指す学校教育を推進している。

平成28年12月の中央教育審議会答申「『生きる力』の育成に向けた教育課程の課題」について、現行の学習指導要領では、「指導の目的が『何を知っているか』にとどまりがちであり、知っていることを活用して『何ができるようになるか』にまで発展していないのではないか」との指摘があった。このことは、各学校における教育課程編成の検討や工夫

改善、教員一人一人の実践においてさらなる改善や創意工夫の必要が示唆されたものであり、県内全ての教員に対して新しい学習指導要領等の趣旨や内容を確実に浸透させる必要がある。また、冒頭述べた社会の変化とともに、人間関係や学力、体力、特別な支援を必要とする子供への対応などにおける諸課題について解決に向けた取組が必要となる中、ベテラン教員の大量退職とともに、若手教員の増加に伴って、これまで長年にわたり蓄積されてきた教育実践等の継承を図ることが大切である。

3 学習指導要領等の改訂に当たって

(1) 何ができるようになるか ―育成を目指す資質・能力―

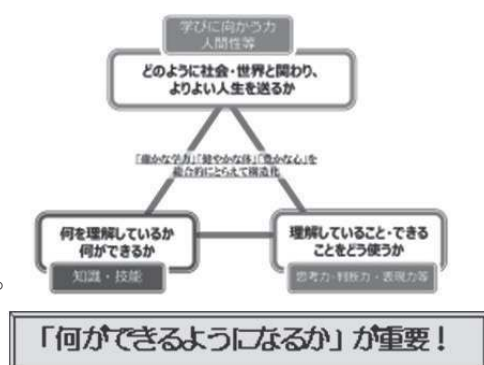
ア 目指す資質・能力の三つの柱

学習指導要領等の改訂では、知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、各教科等において何を教えるかという内容を重視しつつ、子供たちがその内容を学ぶことを通じて「何を知っているか」ととどまらず、知っていることを活用して「何ができるようになるか」を意識した指導が求められる。

子供たちに必要な資質・能力を育成するためには、各教科等をなぜ学ぶのか、それを通じてどのような力が身に付くのかなど教科等を学ぶ本質的な意義を明確にすることが必要である。本改訂においては、求められる資質・能力を確実に育むことができるよう、教科等の目標や内容を以下の三つの柱に基づき再整理した。

- ・ 知識及び技能が習得されるようにすること
- ・ 思考力、判断力、表現力等を育成すること
- ・ 学びに向かう力、人間性を涵養すること

これらが偏りなく実現できるようにすること。



イ 埼玉県学力・学習状況調査等の活用

県学調は、「学習した内容がしっかりと身に付いているのか」という視点に「一人一人の力がどれだけ伸びているのか」という視点を加えた調査であり、変容に重きを置く点において、子供たちが「何ができるようになるか」という新学習指導要

領の理念と軌を一にするものである。毎年度、全ての子供たちが調査を受けることで、子供たちの学力や非認知能力等の経年変化を継続的に把握することができる調査設計になっており、一人一人の子供が、過去からどのように成長したかを追いかけるツールとして活用することができる。

また、本調査結果のデータは、前年度の学級に並べ替えて集計することで、「学力等を伸ばした児童生徒の割合」の高い学級や教科等を把握することができるので、例えば、より多くの子供の学力等を伸ばした教員に、なぜ多くの子供を伸ばすことができたのかという視点で効果的な取組や工夫についての聞き取りを行い、その内容を学校全体で共有化することで、授業改善等につなげることもできる。

各学校においては、県学調の調査結果の分析をしっかりと行い、課題等を把握し、把握した課題等を踏まえ、どのような取組が効果的かという仮説を設定し、その仮説に基づく取組・検証を行うといった指導改善 PDCA のサイクルの確立につなげることが重要である。

ウ 特別な配慮を必要とするなど課題を抱えた子供への対応

学校教育において、子供の発達や学習を取り巻く個別の教育的ニーズを把握し、子供たち一人一人の可能性を伸ばすことが重要である。

資質・能力の育成に当たっては、子供の興味や関心、発達及び学習の課題等を踏まえ、それぞれの個性に応じた学びを引き出すことが大切である。

近年、子供の貧困が課題となっている。このことについては、学校教育が個々の家庭の事情を乗り越え、子供たち一人一人の学習課題に応じて、個に応じた指導などの充実を通して資質・能力を確実に身に付けられるようにしていくことが大切である。

また、特別支援教育の対象となる子供も増加傾向にある。通常の学級においても発達障害を含めた障害のある子供が在籍することを前提に、全ての教科等において、一人一人のニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立ての例を具体的に示していくことも大切である。

さらには、増加傾向にある海外から帰国した子供や外国籍の子供について、日本語の能力や母語も多様化している状況にある。こうした子供たちが、一人一人の能力に応じた支援を受け、学習や生活の基盤を作っていけるようにすることも大切である。

また、不登校児童生徒については、保護者や関係機関と連携を図り、個々の状況

に応じた必要な支援を行うことが必要であり、登校することを最終目標にするのではなく、子供や保護者の意志を尊重しつつ、子供が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことが大切である。

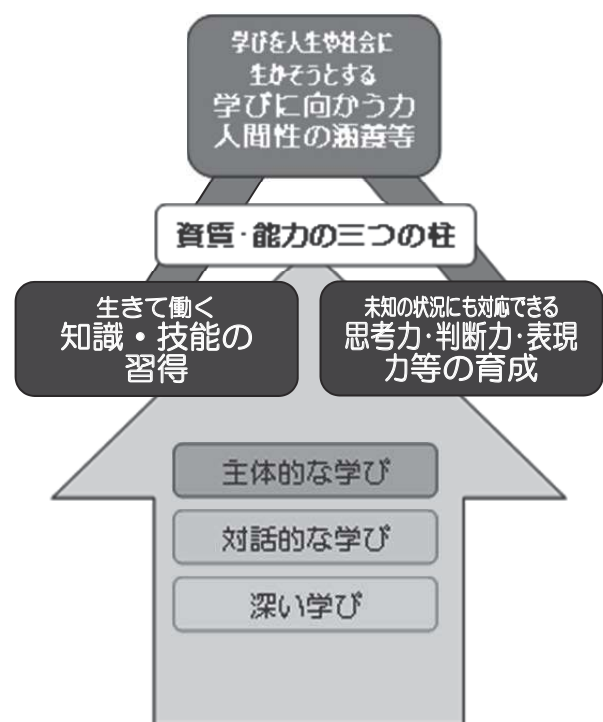
(2) どのように学ぶか ―各教科等の指導計画の作成と実施、学習指導の改善・充実― ア 主体的・対 的で深い学びの実現に向けた授業改善

主体的・対話的で深い学びの実現とは、これまでの学校での取組を否定するものではない。また、特定の「型」に当てはめて指導を行うことを目的とするものでもない。子供たちに求められる資質・能力を育むために、教員が教えることはしっかりと関わり、必要な学びの在り方を絶え間なく考え、授業の工夫・改善を重ねていくことである。

そこで、以下の留意事項を踏まえた授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、子供たちが生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにすることが大切である。

留意事項6点

- ・ 全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉える必要はないこと。
- ・ 授業の方法や技術のみを意図するものではなく、子供たちに目指す資質・能力を育むために、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。
- ・ 各教科等における学習指導の質を向上させるものであること。
- ・ 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で実現を図っていくものであること。
- ・ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。
- ・ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを重視すること。



イ 「主体的・対話的で深い学びの実現6則」の活用

本県として、前述した留意事項6点を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を推進するため、本県が独自に作成した「主体的・対話的で深い学びの実現6則」を作成し、各学校に周知している。

各学校においては、子供たちの資質・能力を育成するための授業改善の参考資料として「主体的・対話的で深い学びの実現6則」を活用してもらいたい。

県作成「主体的・対話的で深い学びの実現 6則」

埼玉県教育委員会

主体的・対話的で深い学びの実現 6則

31年2月9日

毎日の授業では、子供たちが「知識・技能」だけでなく、「思考力・判断力・表現力等」や「学びに向かう力・人間性」など、これからの時代に求められる資質・能力を身に付けられるよう、教員が変容(伸び)を見取ることが大切だ。そのためには、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が有効です。…あなたの授業を見直してみませんか？

変容によって…

- ・ 機械的に記憶するよりも意義や意味を考慮することで、より一層、知識や技能の定着を図ることができる。→知識・技能の習得
- ・ 自分で課題を見付け、自ら学び、考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題解決する資質や能力が向上する。→思考力・判断力・表現力等の育成
- ・ 主体性に加えて、チームワークややさしさなど、人間性が向上する。→学びに向かう力・人間性の涵養

1.【主体的・対話的で深い学びって何？】

- ・ 主体的な学び:学習活動を見直し、振り返り、課題を解決していくこととする
- ・ 対話的な学び:学び合い等、他者と協働すること等によって、多様な見方・考え方を学ぶこと
- ・ 深い学び:見方・考え方を働かせて、自分自身の次の課題を見付けるところ

2.【何のために、主体的・対話的で深い学びの実現を？】

「何ができるようになるか」という子供たちに必要な資質・能力を育成するため。そのためには、「何を学ぶか」という学習内容と、「どのように学ぶか」という学びの過程を結び立てていく授業改善が重要である。

- ・ 目指すのは、「何ができるようになるか」(変容すること)である。→学習指導要領や教科等の学習指導要領等の改訂、型の改訂の必要性を考慮することではない。
- ・ 子供たちに資質・能力を育成するために、学習内容(「何を学ぶか」)を明確にし、目の前にいる子供たちに、どんな学びの過程(「どのように学ぶか」)がふさわしいのかを見極めることが大切である。

3.【「どのように学ぶか」をいま一度見直す】

子供たちが学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付けたか、変容を見取るために、特に、「どのように学ぶか」という学びの過程に着目して、その質を高めること。

- ・ 資質・能力の育成に向けて、子供たち一人一人の興味や関心、発達や学習の進捗等を踏まえ、それぞれの個性に応じた学びを引き出していく上で、特に、主体的・対話的で深い学びの観点から「どのように学ぶか」という学びの過程について着目し、授業の工夫・改善に取り組むことが重要である。

4.【変容が見取れる授業改善を】

「何ができるようになるか」、教員は子供たちの変容(伸び)を見取ること。

- ・ 教員は授業改善を図ることで、子供たち一人一人が資質・能力を身に付けて、「何ができるようになるか」という変容を子供たち自ら実感し、教員もその伸びを見取れるようにすることが大切である。

5.【信頼関係に基づく学びづくりを】

主体的・対話的で深い学びを目指した授業と、信頼関係に基づく学びづくりとを「車の両輪」として進めていくこと。

- ・ 学校は、子供たちが日々の生活を共にする基本的な集団であり、学習活動や学校生活の基盤となることから、信任をはじめとした全教員と子供たちの信頼関係及び子供たち相互の絆を築くことが重要である。
- ・ 子供たち一人一人の発達を踏まえ、学校での人間関係を豊かにし、コミュニケーション能力を高めることで、各教科等の授業において主体的・対話的で深い学びの実現につながり、さらに学びづくりが充実する。

6.【学び続ける教員集団であるために】

授業改善を目指して、教員同士で、深く考え、学びを通して変容すること。

- ・ 教員が子供たちに求められる資質・能力を育むために、必要な学びの在り方を絶えず考え、教員同士で学び合うことで、様々な観点から授業の工夫・改善について議論を重ね、主体的・対話的で深い学びの実現を目指す。

教員同士で現状を分析し、まずはできることから始めることが重要だ。
「これでよい」という正解は1つではありません。常に子供たちのために授業を改善していくことが大切です。

(平成29年3月)

(3) カリキュラム・マネジメントの推進 —教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す—

カリキュラム・マネジメントとは、子供たちや学校、地域の実態を捉え、学校教育目標を実現するために、教育課程を編成し、それを適切に実施・評価し、必要に応じて随時改善していくという一連のサイクルのことである。

資質・能力は、各教科等にわたる学習を通じて育成されるものであるが、それらは必ずしも特定の教科等あるいは単元等のみによって育まれるものではない。例えば、「精査した情報を基に自分の考えを形成し、文章や発話によって表現したり、目的や場面、状況等に応じて互いの考えを適切に伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成していく」のは、国語において文章を読み解くだけではなく、理科の実験や観察、数学の文章題、さらには特別活動などを通じても育まれるものであ

る。

各学校においては、子供たちの資質・能力を育成するため、教科等横断的な学習を充実させることが重要である。

この実現に向けては、教科等の縦割りや学年を越えて、学校全体でカリキュラム・マネジメントの実施に取り組んでいくことが大切である。管理職のみならず全ての教職員がカリキュラム・マネジメントの必要性を理解し、日々の授業等についても、教育課程全体の中での位置付けを意識しながら取り組む必要がある。また、学習指導要領等の趣旨や 組みを生かしながら、子供たちや学校、地域の実態と学校の指導内容を比べ、関連付けながら、効果的な年間指導計画や授業時間・週時程の在り方等について、校内研修等を通じて研究を重ねることも重要である。

中央教育審議会答申「カリキュラム・マネジメント」の実現

- ・ 子供たちや学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- ・ 各種調査結果やデータ等※に基づいて、子供の姿や学校及び地域の現状を定期的に把握したり、保護者や地域住民の意向等を把握したりした上で、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連の PDCA サイクルを確立すること。
- ・ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図ること。

※ 県学調及び全国学力・学習状況調査（以下、全国学調）を活用すること。特に、県学調では、「学力の伸び」と「指導」の関係に着目し、どのような指導が子供を伸ばしたのか学校全体で共有し授業改善に生かすこと。また、全国学調では、当該学年だけでなく学校全体で問題を解くことで子供が身に付けるべき資質・能力や子供のつまずきを把握し、授業改善に生かすこと。

(4) 社会に開かれた教育課程 —学習指導要領の 組みの改善—

子供たちが変化の激しい社会を生きるためには、社会とのつながりを重視しながら学校の特色づくりを図っていくこと、社会との関わりの中で子供たち一人一人の豊かな学びを実現していくことが重要である。中央教育審議会答申では、以下の三点が重要であるとしている。

中央教育審議会答申「社会に開かれた教育課程」の実現

- ・ 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ・ これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力をと何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ・ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったり、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

子供たちが日々の充実した生活を実現し、未来を創造していくためには、子供たちが多様な人々とつながりを保ちながら学ぶことのできるよう、学校が開かれた環境にあることが不可欠である。そのためには、学校が地域社会とのつながりを意識し、学校教育の中核となる教育課程もまた社会とのつながりを大切にする必要がある。

社会や産業の構造が変化し、質的な豊かさが成長を支える成熟社会に移行していく中では、既存の価値観や特定の既存組織のこれまでの在り方を前提としてどのように生きるかだけでなく、様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら、課題を解決していくための力を育成していくことが社会的な要請となっている。こうした力の育成こそが、学校教育が長年「生きる力」の育成として目指してきたものなのである。

こうした現状を踏まえ、今こそ、社会からの学校教育への期待と学校教育が長年目指してきたものが一致し、これからの時代を生きていくために必要な力とは何かを学校と社会とが共有し、共に育んでいくことができる好機にあるといえる。

(5) **何を学ぶか** —教科等を学ぶ意義と教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成—

本改訂で目指すのは、単元や題材のまとまりの中で、子供たちが「何ができるようになるか」を明確にしながら、「何を学ぶか」という学習内容と、「どのように学ぶか」という学びの過程を組み立てていくことである。特に、各教科等については、なぜ学ぶのか、それを通じてどのような力が身に付くのかという、教科等を学ぶ本質的な意義を明確にすることが重要である。こうした各教科等の学ぶ意義を明確にするこ

とにより教科等横断的な学習によって育まれる資質・能力との関係付けを図ることが大切である。

教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の資質・能力や豊かな人生の実現、災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等横断的な視点に立って育成することが重要である。また、各学年間や各学校段階間の学習内容も考慮し、指導の効果を高めるよう研究することも重要である。

このように、各学校においては、子供たち一人一人に育成する資質・能力を踏まえ、教科等横断的な学習などの横のつながりや幼小、小中、中高の縦のつながりの見通しをもった指導計画を作成することが大切である。

また、全教育活動において行う道徳教育については、道徳科を要として子供たち一人一人の道徳性を養うものである。内容項目については、子供が自ら成長を実感でき、これからの課題や目標を見付けられるような工夫の下に、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動で行われる道徳教育において、それぞれの特質に応じて適切に指導することが重要である。

なお、次頁以降に、このことも含め、各教科等における学習指導要領改訂の趣旨等及び指導計画作成について具体的に示したので参考にしてもらいたい。

4 各教科等の学習指導要領改訂の趣旨等 及び指導計画の作成

- (1) 国 語
- (2) 社 会
- (3) 算 数
- (4) 理 科
- (5) 生 活
- (6) 音 楽
- (7) 図画工作
- (8) 家 庭
- (9) 体 育
- (10) 外 国 語
- (11) 道徳教育（「特別の教科 道徳」を含む。）
- (12) 外国語活動
- (13) 総合的な学習の時間
- (14) 特別活動

(1) 国 語

ア 学習指導要領改訂の趣旨及び要点

ア) 改訂の趣旨

- 改訂の基本的な方向性は、次の１点である。
 - ・ 言語活動の充実を踏まえた、更なる授業改善を図る。

イ) 改訂の要点

a 目標の改善

- 変更された点は、次の３点である。
 - ・ 国語科で育成を目指す資質・能力を「国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力」と規定するとともに、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理した。
 - ・ 国語科で育成を目指す資質・能力を育成するためには、児童が「言葉による見方・考え方」を働かせることが必要であることを示した。
 - ・ 学年の目標についても、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理した。

b 内容構成の改善

- 変更された点は、次の１点である。
 - ・ ３領域１事項で構成していた内容を、〔知識及び技能〕及び〔思考力、判断力、表現力等〕に構成し直した。

c 学習内容・学習指導の改善・充実

- 新たに加えられた点は、次の１点である。
 - ・ 情報の扱い方に関する指導の改善・充実
「情報の扱い方に関する事項」を新設した。
- 従前の項目に加えられた点は、次の４点である。
 - ・ 語彙指導の改善・充実
各学年において、指導の重点となる語句のまとまりを示すとともに、語句への理解を深める指導事項を系統化して示した。
 - ・ 学習過程の明確化、「考えの形成」の重視
〔思考力、判断力、表現力等〕の各領域において、学習過程を一層明確にし、各指導事項を位置付けた。また、全ての領域において、「考えの形成」に関する指導事項を位置付けた。
 - ・ 我が国の言語文化に関する指導の改善・充実
指導事項を整理し、その内容の改善を図った。
 - ・ 漢字指導の改善・充実

都道府県名に用いる漢字を加えるとともに、配当漢字及び字数の変更を行った。

○ 従前と変わらない点は、主に次の3点である。

- ・ 学習の系統性の重視
- ・ 授業改善のための言語活動の創意工夫
- ・ 読書活動の充実

イ 指導計画作成のポイント

○ 新たに加えられた点は、次の3点である。

- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図ること。
- ・ 言語能力の向上を図る観点から外国語活動及び外国語科など他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。
- ・ 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

○ 従前と変わらない点は、主に次の7点である。

- ・ 各学年の内容の指導については、必要に応じて当該学年より前の学年において初歩的な形で取り上げたり、その後の学年で程度を高めて取り上げたりするなどして、弾力的に指導すること。
- ・ 「知識及び技能」に示す事項は「思考力、判断力、表現力等」に示す事項を通して行うことを基本とし、必要に応じて、特定の事項だけを取り上げて指導したり、それらをまとめて指導したりするなど、指導の効果を高めるよう工夫すること。
- ・ 「A話すこと・聞くこと」に関する指導については、指導計画に適切に位置付け、確実に実施すること。その際、音声言語のための教材を活用するなどして指導の効果を高めるように工夫すること。
- ・ 「B書くこと」に関する指導については、指導計画に適切に位置付け、確実に実施するようにすること。その際、実際に文章を書く活動をなるべく多くすること。
- ・ 「読書」及び「C読むこと」に関する指導については、読書意欲を高め、日常生活において読書活動を活発に行うようにするとともに、他教科等の学習における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと。
- ・ 低学年においては、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。
- ・ 道德教育の目標に基づき、道德科などとの関連を考慮しながら、道德科の内容について、国語科の特質に応じて適切な指導をすること。

(2) 社 会

ア 学習指導要領改訂の趣旨及び要点

ア) 改訂の趣旨

○ 改訂の基本的な方向性は、次の6点である。

- ・ 社会との関わりを意識して課題を追究したり解決したりする活動を充実し、知識や思考力等を基盤として選択・判断する力や考察する力、課題を解決しようとする態度など、国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を育成することを目指す。
- ・ 社会的な見方・考え方は、課題を追究したり解決したりする活動において、社会的事象等の意味や意義、特色や相互の関連を考察したり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて構想したりする際の視点や方法である。社会科としての本質的な学びを促し、資質・能力全体に関わるものであることから、常に働かせて学ぶことを重視する必要がある。
- ・ 主体的な学びについては、児童に学習課題の解決への見通しをもたせるために、単元などを通した学習過程の中で動機付けや方向付けを重視するとともに、学習内容・活動に応じた振り返りの場面を設定し、児童の表現を促すことなどが重要である。
- ・ 対話的な学びについては、実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々に話を聞いたりする活動の一層の充実が期待される。また、話合いの指導が十分に行われず、内容が深まらないといった課題の改善を図ることが求められる。
- ・ 深い学びの実現には、社会的な見方・考え方をを用いた考察、構想や、説明、議論等の学習活動が組み込まれた、課題を追究したり解決したりする活動が不可欠である。
- ・ 社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて構想する力を養うためには、従前の学習指導要領において充実された伝統・文化等に関する様々な理解を引き続き深めつつ、将来につながる現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直しを図ることが必要である。

イ) 改訂の要点

a 目標の改善

○ 変更された点は、次の4点である。

- ・ 目標が柱書と三つの柱で整理された資質・能力で構成された。
- ・ 柱書は、社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動という社会科の特質に応じた学び方を示し、それを通して育成したい資質・能力を、

「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理した。

- ・ 「社会的な見方・考え方」は、教科目標に位置付けるとともに、小・中学校社会科の見方・考え方の総称とし、小学校社会科では、「社会的事象の見方・考え方」を重視し、各学年の目標に表記した。
- ・ 第3学年と第4学年の目標及び内容を分けて整理した。
- ・ 地図帳の使用を全学年の目標に明記した。

b 内容構成の改善

○ 変更された点は、次の2点である。

- ・ 各学年の内容を、「地理的環境と人々の生活」、「歴史と人々の生活」、「現代社会の仕組みや働きと人々の生活」に分けて整理するとともに、「知識及び技能に関わる事項」と「思考力、判断力、表現力等に関わる事項」に分けて明確化した。
- ・ 世界の国々との関わりや政治、少子高齢化や情報化等に伴う生活や産業の変化など、将来につながる現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直しを図った。

イ 指導計画作成のポイント

○ 新たに加えられた点は、主に次の4点である。

- ・ 単元など内容や時間のまとまりを見通して様々な活動を構成し、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図ること。その際、問題解決への見通しをもち、社会的事象の見方・考え方を働かせながら考える学習活動を重視し、学習の問題を追究・解決する活動の充実を図ること。
- ・ 各学年の目標や内容を踏まえて、事例の取り上げ方を工夫して、内容の配列や授業時数などの配分に留意して、効果的な年間指導計画を作成すること。
- ・ 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- ・ 都道府県の名称と位置、世界の大陸と主な海洋の名称と位置については、小学校卒業までに身に付け、活用できるようにすること。

○ 従前と変わらない点は、主に次の1点である。

- ・ 道徳科などとの関連を考慮しながら、社会科の特質に応じて、適切に指導すること。

(3) 算 数

ア 学習指導要領改訂の趣旨及び要点

ア) 改訂の趣旨

- 改訂の基本的な方向性は、次の2点である。
 - ・ 数学的に考える資質・能力を育成する観点から、実社会との関わりと算数・数学を統合的・発展的に構成していくことを意識して、数学的活動の充実等を図った。
 - ・ 社会生活など様々な場面において、必要なデータを収集して分析し、その傾向を踏まえて課題を解決したり意思決定をしたりすることが求められており、そのような能力を育成を目指すため、統計的な内容等の改善・充実を図った。

イ) 改訂の要点

a 目標の改善

- 変更された点は、次の3点である。
 - ・ 育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱で整理した。
 - ・ 「数学的な見方・考え方」を、「事象を数量や図形及びそれらの数量関係などに着目して捉え、根拠を基に筋道を立てて考え、統合的・発展的に考えること」として整理した。
 - ・ 日常生活や社会の事象に係る問題解決の過程と数学の事象に係る問題解決の過程の二つの過程が相互に関わり合って展開することを重視した。また、これらの場面において、言語活動を充実し、それぞれの過程を振り返り、評価・改善することとした。

b 内容構成の改善

- 変更された点は、次の2点である。
 - ・ 「A数と計算」、「B図形」、「C測定」、「C変化と関係」、及び「Dデータの活用」の五つの領域とした。「C測定」は下学年、「C変化と関係」は上学年としている。
 - ・ 数学的活動については、従来算数的活動をして各学年の内容に位置付け、内容ごとに具体的に示していたものを、問題発見・解決の過程として数学的活動を位置付けたことに伴い、枠組みのみを示すものとした。

c 学習内容・学習指導の改善・充実

- 新たに加えられた点は、次の2点である。
 - ・ 第6学年「データの考察」において、ドットプロット、中央値や最頻値といった代表値も取り扱う。
 - ・ プログラミング教育についても内容の取扱いで触れる。
- 従前の項目に加えられた点は、次の5点である。
 - ・ 第3学年「長さ、単位と測定」において、メートル法の単位の仕組みを扱う。
〔k（キロ）、m（ミリ）などの接頭語について〕（第6学年から）

- ・ 第4学年「平面図形の面積」において、メートル法の単位の仕組みを扱う。
〔長さと面積の単位の関係について〕 (第6学年から)
 - ・ 第5学年「立体の体積」において、メートル法の単位の仕組みを扱う。
〔長さと体積の単位の関係について〕 (第6学年から)
 - ・ 第5学年「異種の二つの量の割合」において、速さを扱う。 (第6学年から)
 - ・ 第6学年「分数の乗法、除法」において、分数 $\times$ 整数、分数 $\div$ 整数を扱う。
(第5学年から)
- 従前の項目から削除された点は、次の1点である。
- ・ 第5学年「整数の性質」において、素数を取り扱わない。(中学校第1学年へ)
- 従前と変わらない点は、主に次の1点である。
- ・ 数や式、表、グラフといった数学的な表現を用いて、筋道を立てて考え表現することを重視した。

イ 指導計画作成のポイント

- 新たに加えられた点は、次の10点である。
- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図ること。
 - ・ 低学年における他教科等や幼児教育との関連を積極的に図ること。
 - ・ 障害のある児童へ指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に図ること。
 - ・ プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を行うこと
 - ・ 具体的な体験を伴う学習する機会を設けること。
 - ・ 数学的活動を通して指導するようにすること。
 - ・ 数学的活動を楽しめるようにする機会を設けること。
 - ・ 見通しをもって数学的活動に取り組み、振り返る機会を設けること。
 - ・ 数学的な表現の相互の関連を図る機会を設けること。
 - ・ 学び合うことやよりよく問題解決できたことを実感する機会を設けること。
- 従前と変わらない点は、主に次の7点である。
- ・ 継続的な指導や学年間の円滑な接続をさせること。
 - ・ 領域間の指導の関連を図ること。
 - ・ 道徳科などに関連を考慮すること。
 - ・ 考えを表現し、伝え合うなどの活動を積極的に取り入れること。
 - ・ 必要な場面においてコンピュータなどを適切に活用すること
 - ・ 用語・記号の指導に当たっては、各学年の内容と密接に関連させて取り上げること。
 - ・ およその大きさや形を捉え、適切に判断すること。
 - ・ 筆算による計算の技能の確実に身に付けるとともに、計算の結果の見積もりをして、計算の仕方や結果について適切に判断できるようにすること。

(4) 理 科

ア 学習指導要領改訂の趣旨及び要点

ア) 改訂の趣旨

- 改訂の基本的な方向性は、次の2点である。
 - ・ 小学校理科で育成を目指す資質・能力を育む観点から、自然に親しみ、見通しをもって観察、実験などを行い、その結果を基に考察し、結論を導き出すなどの問題解決の活動を充実した。
 - ・ 理科を学ぶことの意義や有用性の実感及び理科への関心を高める観点から、日常生活や社会との関連を重視する。

イ) 改訂の要点

a 目標の改善

- 変更された点は、次の3点である。
 - ・ 目標の示し方として、最初に、どのような学習過程を通して資質・能力を育成するかを示し、(1)には、「知識及び技能」を、(2)には、「思考力、判断力、表現力等」を、(3)には、「学びに向かう力、人間性等」を示した。
 - ・ 各学年の目標については、「A物質・エネルギー」、「B生命・地球」の内容区分ごとに、育成を目指す資質・能力を示すこととし、①には、「知識及び技能」を、②には、「思考力、判断力、表現力等」を、③には、「学びに向かう力、人間性等」を示した。
 - ・ 各内容において、児童が自然の事物・現象を捉えるための視点や考え方を示し、それを軸とした授業改善の取組を活性化させ、理科における資質・能力の育成を図ることとした。

b 内容構成の改善

- 変更された点は、次の1点である。
 - ・ 「A物質・エネルギー」、「B生命・地球」の二つの内容において、児童が働かせる「見方・考え方」及び、育成を目指す「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」を示していく。「学びに向かう力、人間性等」については、各学年の目標にそれぞれ示す。

c 学習内容・学習指導の改善・充実

- 新たに加えられた点は、次の2点である。
 - ・ 小学校理科で育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」のうち、「思考力、判断力、表現力等」については、各学年で主に育成を目指す問題解決の力を具体的に示した。
 - ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向け、「主体的な学び」「対話的な学び」「深

い学び」の三つの視点に立った授業改善を図ることとした。

○ 従前の項 に加えられた点は、次の3点である。

- ・ 自然の事物・現象に働きかけ、そこから問題を見だし、主体的に問題を解決する活動や、新たな問題を発見する活動を更に充実させていくこととした。
- ・ 問題解決の力を具体的に示し、より主体的に問題解決の活動を行うことができるようにした。
- ・ 日常生活や他教科等との関連を図った学習活動や、目的を設定し、計測して制御するといった考え方に基づいた観察、実験やものづくりの活動の充実を図ったり、自然災害との関連を図りながら学習内容の理解を深めたりすることにより、理科の面白さを感じたり、理科を学ぶことの意義や有用性を認識したりすることができるようにした。

○ 従前と変わらない点は、主に次の1点である。

- ・ 観察、実験の充実を図っていく観点から、理科教育のための設備整備の支援や、理科の観察に使用する設備の準備・調整等を行う補助員の配置に取り組むことが必要であるため、その重要性を示し、教材や教育環境の充実を図る。

イ 指導計画作成のポイント

○ 新たに加えられた点は、次の3点である。

- ・ 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、理科の学習過程の特質を踏まえ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどの、問題を科学的に解決しようとする学習活動の充実を図ること。
- ・ 各学年で主に育成を目指す問題解決の力を具体的に示した。実際の指導に当たっては、他の学年で掲げている力の育成についても十分に配慮すること。
- ・ 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

○ 従前と変わらない点は、主に次の1点である。

- ・ 道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、特別の教科道徳の内容について、理科の特質に応じて適切な指導をすること。

(5) 生 活

ア 学習指導要領改訂の趣旨及び要点

ア) 改訂の趣旨

- 改訂の基本的な方向性は、次の6点である。
 - ・ 具体的な活動や体験を通して低学年らしい思考や認識を確かに育成すること。
 - ・ 幼稚園教育要領に示す、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連に考慮すること。
 - ・ 幼児期の教育において育成された資質・能力を存分に発揮し、低学年教育として滑らかに連続、発展させること。
 - ・ 他教科等との関連を図るなど教育課程全体を視野に入れ、学校全体で取り組むスタートカリキュラムを作成すること。
 - ・ 生活科として育成を目指す資質・能力や「見方・考え方」を踏まえ、中学年の各教科等への接続を明確にすること。
 - ・ 児童の生活圏を学習の対象や場とし、それらと直接関わる活動や体験を引き続き重視すること。

イ) 改訂の要点

a 目標の改善

- 変更された点は、次の2点である。
 - ・ 体験的な学習を通じて、「身近な生活に関する見方・考え方」を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を育成すること。
 - ・ 育成を目指す資質・能力については、「知識及び技能の基礎」・「思考力、判断力、表現力等の基礎」・「学びに向かう力、人間性等」の三つとすること。

b 内容構成の改善

- 変更された点は、次の1点である。
 - ・ 九つの学習内容が〔学校、家庭及び地域の生活に関する内容〕・〔身近な人々、社会及び自然と関わる生活に関する内容〕・〔自分自身の生活や成長に関する内容〕の三つのまとまりに整理された。

c 学習内容・学習指導の改善・充実

- 新たに加えられた点は、次の2点である。
 - ・ 生活科の各内容が一文の中で「～を通して（具体的な活動や体験）、～ができ（思考力、判断力、表現力等の基礎）、～が分かり・に気付き（知識及び技能の基礎）、～しようとする（学びに向かう力、人間性等）」のように構造的に示された。
 - ・ 気付きを確かなものとしたり、新たな気付きを得たりするため、「見付ける」、「比べる」、「たとえる」、「試す」、「見通す」、「工夫する」などの多様な学習活動を行う

ことを重視することとされた。

- ・ 入学当初において、生活科を中心とした合科的・関連的な指導などの工夫（スタートカリキュラム）を行うことが明示された。
- 従前と変わらない点は、主に次の1点である。
 - ・ 動物の飼育や植物の栽培などの活動は2学年間にわたって取り扱い、引き続き重視すること。

イ 指導計画作成のポイント

- 新たに加えられた点は、次の2点である。
 - ・ 主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を図れるようにすること。
 - ・ 低学年において、幼稚園教育要領等に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関連に考慮し、学校全体で取り組むスタートカリキュラムを導入すること。
また、中学年以降の学習にどのようにつなげていくのかを見通すこと。
- 従前と変わらない点は、主に次の4点である。
 - ・ 生活科の目標及び内容を踏まえるとともに、児童の実態や地域の特性、授業時数などを考慮し、2年間を見通した年間指導計画を作成すること。
 - ・ どのような活動や体験の中で、育成を目指す三つの資質・能力を育くんでいくのか、指導計画全体を見通して考えておくこと。
 - ・ 児童一人一人の思いや願いに応じた多様な学習活動を、具体的な活動や体験の中に位置付け、活動や体験したことを言葉などによって振り返り表現する機会を設定したり、気づきを伝え合い交流する場を工夫したりすること。
 - ・ 試行錯誤や繰り返す活動を設定するなど、気づきの質を高める授業の展開に努めること。

(6) 音 楽

ア 学習指導要領改訂の趣旨等及び要点

ア) 改訂の趣旨

○ 改訂の趣旨

- ・ 音楽科教育の課題として以下の3点が指摘されている。

- ① 感性を働かせ、他者と協働しながら音楽表現を生み出したり、音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていくこと
- ② 我が国や郷土の伝統音楽に親しみ、よさを一層味わえるようにしていくこと
- ③ 生活や社会における音や音楽の働き、音楽文化についての関心や理解を深めること

○ この課題を踏まえた改訂の基本的な考え方は、次の3点である。

- ・ 音楽に対する感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさを見いだしたりすることができるよう、内容の改善を図る。
- ・ 音や音楽と自分との関わりを築いていけるよう、生活や社会の中の音や音楽の働きについての意識を深める学習の充実を図る
- ・ 我が国や郷土の音楽の学習の更なる推進

イ) 改訂の要点

a 目標の改善

○ 変更された点は、次の3点である。

- ・ 柱書きと三つの柱（「(1) 知識及び技能」「(2) 思考力、判断力、表現力等」「(3) 学びに向かう力、人間性等」）からなる目標が設定された。
- ・ 教科目標との構造と合わせ、学年目標においても三つの柱で整理された。
- ・ 資質・能力の育成に当たっては、生徒が「音楽的な見方・考え方」を働かせることが示された。

b 内容構成の改善

内容の構成			
領域	A 表現	分野	事項
		(1) 歌唱	ア 思考力、判断力、表現力
			イ 知識
			ウ 技能
		(2) 器楽	ア 思考力、判断力、表現力
			イ 知識
			ウ 技能
		(3) 創作	ア 思考力、判断力、表現力
			イ 知識
			ウ 技能
	B 鑑賞		ア 思考力、判断力、表現力
			イ 知識
共通事項			ア 共通に必要となる「思考力、判断力、表現力」
			イ 共通に必要となる「知識」

○ 変更された点は次の2点である。

- ・ 個々の指導事項がそれぞれ「思考力、判断力、表現力等」「知識」「技能」別に表示され、具体的内容を分野ごとに事項として示された。
 - ・ 「〔共通事項〕」は従前の趣旨を踏まえつつ、事項アを「思考力、判断力、表現力等」に関する資質能力、事項イを「知識」に関する資質・能力として示された。
- ※ 内容構成は従前と同様

c 学習内容の改善・充実

○ 新たに加えられた点は、次の2点である。

- ・ 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化
「知識」では「曲想と音楽構造との関わり」を理解することなどの具体的内容を分野ごとに、「技能」では思いや意図に合った表現などをするために必要となる技能を分野ごとに示された。
- ・ 「我が国や郷土の音楽」に関する学習の充実
第5学年及び第6学年において取り上げる旋律楽器として例示した和楽器を、第3学年及び第4学年にも新たに位置付けられた。

○ 従前の項目に付け加えられた点は、次の2点である。

- ・ 「共通事項」の指導内容の改善
従前の趣旨を踏まえつつ、アの事項を「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、イの事項を「知識」に関する資質・能力として示された。
 - ・ 言語活動の充実
「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動」を適切に位置付ける指導の工夫。
- ### ○ 従前と変わらない点は、次の2点である。
- ・ 「共通事項」を支えとし、言語活動の充実を図りつつ音楽科の特性に応じた思考力・判断力・表現力を育む授業。
 - ・ 「共通事項」を要とした複数の領域や分野を関連付けた題材展開の工夫。

2 指導計画作成のポイント

○ 新たに加えられた点は、次の4点である。

- ・ 児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。
- ・ 指導については、必要に応じて「共通事項」を要として各領域や分野の関連を図るようにすること。
- ・ 低学年においては、他教科との関連を図り、幼児期の終わりまでに育って欲しい姿との関連を配慮すること。また、入学当初は生活科を中心とした合理的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定をするなど工夫をすること。
- ・ 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

○ 従前と変わらない点は、次の2点である。

- ・ 国歌「君が代」は、いずれの学年においても歌えるように指導すること。
- ・ 「共通事項」は、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるようにすること。

(7) 図画工作

ア 学習指導要領改訂の趣旨及び要点

ア) 改訂の趣旨

- 改訂の基本的な方向性は、次の2点である。
 - ・ 表現及び鑑賞の活動を通して、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を育成することを一層重視し、目標及び内容の改善・充実を図る。
 - ・ 造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させながら育成できるよう、目標及び内容の改善・充実を図る。

イ) 改訂の要点

a 目標の改善

- 変更された点は、次の3点である。
 - ・ 生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力の育成を一層重視すること。
 - ・ 教科及び学年の目標を、育成を目指す資質・能力として、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理すること。
 - ・ 図画工作科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「造形的な見方・考え方」を働かせること。

b 内容構成の改善

- 変更された点は、次の5点である。
 - ・ 「A表現」の内容(1)を発想や構想に関する「思考力、判断力、表現力等」、(2)を「技能」の観点から整理し、その上で「造形遊びをする活動」と「絵や立体、工作に表す活動」を通して、それぞれの資質・能力を身に付けることができるようにすること。
 - ・ 「B鑑賞」(1)を「思考力、判断力、表現力等」の観点から整理すること。
 - ・ 第5学年及び第6学年の鑑賞の対象に「生活の中の造形」を位置付け、生活を楽しく豊かにする形や色などについての学習を深めることができるようにすること。
 - ・ 〔共通事項〕(1)アを、「知識」として位置付けること。
 - ・ 〔共通事項〕(1)イを、「思考力、判断力、表現力等」として位置付けること。

c 学習内容・学習指導の改善・充実

- 新たに加えられた点は、次の3点である。
 - ・ 主体的・対話的で深い学びの実現を図るため、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。

- ・ 障害のある児童などについては、指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に
行うこと。
- ・ 創造することの価値に気付き、創造性を大切にする態度を養うことで、美術文化
の継承、発展、創造を支えていることについて理解する素地となるよう配慮するこ
と。
- 従前の項 に加えられた点は、次の3点である。
 - ・ 〔共通事項〕のアの指導に当たっては、低、中、高学年において示した事項に配
慮すること。
 - ・ 活動の全過程を通して児童が実現したい思いを大切にしながら活動できるように
し、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養うようにすること。
 - ・ 各活動において、互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにすること。
- 従前と変わらない点は、主に次の3点である。
 - ・ 各学年で取り扱う材料や用具に変更はない。その後の学年でも繰り返し取り上げ、
適切な扱いに慣れるようにすること。
 - ・ 各学年で版に表す経験や土を焼成して表す経験ができるようにすること。
 - ・ 〔共通事項〕に示す事項を視点として、感じたことや思ったこと、考えたことな
どを、話したり聞いたり話し合ったりする、言葉で整理するなどの言語活動を充実
すること。

イ 指導計画作成のポイント

- 新たに加えられた点は、次の2点である。
 - ・ 主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を図るようにすること。
 - ・ 低学年においては、特に、入学当初において、生活科を中心とした合科的・関連
的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。
- 従前と変わらない点は、主に次の4点である。
 - ・ 「A表現」及び「B鑑賞」の指導の関連を十分に図るように配慮すること。
 - ・ 表現及び鑑賞の各活動において〔共通事項〕に配慮した指導計画を作成すること。
 - ・ 2学年間を見通し、学年間の関連を図るとともに、1年間に必要な経験などを配
慮しながら、学年にふさわしい内容を選択し、目標の実現を目指すこと。
 - ・ 前学年までにどのような材料や用具を経験しているのかを把握し、児童が自分の
経験を生かすことができる機会を設定すること。

(8) 家 庭

ア 学習指導要領改訂の趣旨及び要点

ア) 改訂の趣旨

- 改訂の基本的な方向性は、次の2点である。
 - ・ 実践的・体験的な学習活動を通して、家族・家庭、衣食住、消費や環境等についての科学的な理解を図り、それらに係る技能を身に付けさせる。
 - ・ 生活の中から問題を見いだして課題を設定し、それを解決する力や、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする態度等を育成する。

イ) 改訂の要点

a 目標の改善

- 変更された点は、次の2点である。
 - ・ 育成を目指す資質・能力を三つの柱により明確にし、全体に関わる目標を柱書として示すとともに、(1)として「知識及び技能」を、(2)として「思考力、判断力、表現力等」を、(3)として「学びに向かう力、人間性等」の目標を示す。
 - ・ 資質・能力の育成を目指すに当たり、質の高い深い学びを実現するために、家庭科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（見方・考え方）を働かせることを示す。

b 内容構成の改善

- 変更された点は、次の1点である。
 - ・ 小・中・高等学校の内容の系統性を明確にし、各内容の接続が見えるように、小・中学校においては、従前の四つの内容を「A家族・家庭生活」、「B衣食住の生活」、「C消費生活・環境」の三つの内容とする。

c 学習内容・学習指導の改善・充実

- 新たに加えられた点は、次の3点である。
 - ・ コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して、実習等における情報の収集・整理や、実践結果の発表などを行うことができるように工夫する。
 - ・ 生活の自立の基礎を培う基礎的・基本的な知識及び技能を習得するために、調理や製作等の手順の根拠について考えたり、実践する喜びを味わったりするなどの実践的・体験的な学習を充実する。
 - ・ 学習内容の定着を図り、一人一人の個性を生かし伸ばすよう、個に応じた指導の充実に努める。
- 従前と変わらない点は、主に次の2点である。
 - ・ 衣食住など生活の中の様々な言葉を実感を伴って理解する学習活動や、自分の生活における課題を解決するために言葉や図表などを用いて生活をよりよくする方法

を考えたり、説明したりするなどの学習活動の充実を図る。

- ・ 家庭や地域との連携を図り、児童が身に付けた知識及び技能などを日常生活に活用できるよう配慮する。

イ 指導計画作成のポイント

○ 新たに加えられた点は、主に次の3点である。

- ・ 題材などを見通して、資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする。その際、生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、知識を生活体験等と関連付けてより深く理解するとともに、日常生活の中から問題を見いだして様々な解決方法を考え、他者と意見交流し、実践を評価・改善して、新たな課題を見いだす過程を重視した学習の充実を図る。
- ・ 「A 家族・家庭生活」の(4)については、実践的な活動を家庭や地域などで行うことができるよう配慮し、2 学年間で一つ又は二つの課題を設定して履修させる。その際、内容 A の(2)又は(3)、B、C で学習した内容との関連を図り、課題を設定できるようにする。
- ・ 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行う。

○ 従前と変わらない点は、主に次の5点である。

- ・ 内容 A から C までの各項目に配当する授業時数及び各項目の履修学年については、実態等に応じて各学校において適切に定める。
- ・ 「A 家族・家庭生活」の(1)の A については、第 4 学年までの学習を踏まえ、2 学年間の学習の見通しをもたせるために、第 5 学年の最初に履修させるとともに、内容 A から C の学習と関連させるようにする。
- ・ 「B 衣食住の生活」の(2)及び(5)については、2 学年間にわたって取り扱い、平易なものから段階的に学習できるよう計画する。
- ・ 題材の構成に当たっては、実態を的確に捉えるとともに、内容相互の関連を図り、指導の効果を高めるようにする。その際、他教科等との関連を明確にするとともに、中学校の学習を見据え、系統的に指導ができるようにする。
- ・ 道德教育の目標に基づき、道德科などとの関連を考慮しながら、家庭科の特質に応じて適切な指導をする。

(9) 体 育

ア 学習指導要領改訂の趣旨及び要点

ア) 改訂の趣旨

- 改訂の基本的な方向性は、次の3点である。
 - ・ 小学校、中学校及び高等学校を通じて、体育科、保健体育科では、心と体を一体として捉え、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成することを重視する。
 - ・ 目標及び学習内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱に沿って示す。
 - ・ 積極的・自主的・主体的に学習することや、仲間と対話し協力して課題を解決する学習等を引き続き重視する。

イ) 改訂の要点

a 目標の改善

- 変更された点は、次の2点である。
 - ・ 資質・能力の三つの柱を踏まえる。これらは、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して相互に関連させて高めることが重要である。
 - ・ 体育や保健の見方・考え方を働かせることを通して、各種の運動がもたらす体の健康への効果はもとより、心の健康も運動と密接に関連していることを実感できるようにする。

b 内容構成の改善

- 変更された点は、次の2点である。
 - ・ 「知識及び技能」（「体づくり運動系」は「知識及び運動」）、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の内容構成とする。
 - ・ 保健領域の「学びに向かう力、人間性等」については、目標において全体としてまとめて示す。

c 内容及び内容の取扱いの改善

- 新たに加えられた点は、次の1点である。
 - ・ 体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方や関わり方を共有することができるよう、共生の視点を踏まえて指導内容を示す。
- 従前の項目に加えられた点は、次の5点である。
 - ・ 運動領域においては、「学びに向かう力、人間性等」に対応した、公正、協力、責任、参画、共生及び健康・安全の具体的な指導内容を示す。
 - ・ 「走・跳の運動（遊び）」及び「陸上運動」については、児童の実態に応じて投

の運動（遊び）を加えて指導することができる。

- ・ 高学年「水泳運動」に「安全確保につながる運動」を追加する。
- ・ 中学年「ゲーム」「ゴール型ゲーム」については、味方チームと相手チームが入り交じって得点を取り合うゲーム及び陣地を取り合うゲームを取り扱う。
- ・ 運動領域との関連を重視する視点から、「健康な生活」、「体の発育・発達」、「病気の予防」については、運動に関する内容を充実して示す。

○ 従前と変わらない点は、主に次の1点である。

- ・ 小学校から高等学校までの12年間を見通して、発達の段階のまとまりを踏まえ、幼稚園並びに中学校との接続を重視し、系統性を踏まえた指導内容の一層の明確化を図る。

イ 指導計画作成のポイント

○ 新たに加えられた点は、次の3点である。

- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向け、運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決のための活動を選んだり工夫したりする活動の充実を図ること。また、運動の楽しさや喜びを味わったり、健康の大切さを実感したりすることができるよう留意すること。
- ・ 運動領域においては、当該児童の運動（遊び）の行い方を工夫するとともに、活動の場や用具、補助の仕方に配慮するなど、困難さに応じた手立てを講じること。また、保健領域においては、新たに示された不安や悩みなどへの対処やけがの手当などの技能の実技指導については運動領域の指導と同様の配慮をすること。
- ・ 低学年における他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。また、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。

○ 従前と変わらない点は、主に次の3点である。

- ・ 運動領域においては、一部の領域に偏ることなく全ての領域の指導がバランスよく行われるようにすること。
- ・ 低・中・高学年の三区分ごとの二つの学年を一つの単位として、その中で各運動種目の単元構成や年間配当、時間配当を工夫すること。（弾力的な扱い）
- ・ 保健領域の指導においては、効果的な学習が行われるように、適切な時期に、学習時間を継続的又は集中的に設定すること。

(10) 外国語

ア 学習指導要領改訂の趣旨及び要点

ア) 導入の趣旨

○ 導入の趣旨は、主に次の3点である。

- ・ これまでの外国語活動では児童の高い学習意欲、中学生の外国語教育に対する積極性の向上といった成果が認められているが、一方で、より体系的な学習が求められている。
- ・ 学年が上がるにつれて児童生徒の学習意欲に課題が生じる、学校種間の接続が十分とは言えない等、学習内容や指導方法等を発展的に生かすことができていない。
- ・ これらの成果と課題を踏まえ、高学年からの発達の段階に応じて総合的・系統的に扱う教科学習を行うとともに、中学校への接続を図ることを重視することとしている。

イ) 改訂の要点

a 目標の改善

○ 改訂前の高学年の外国語活動と比べて改善・充実された点は、次の3点である。

- ・ 外国語の語彙や文法等の知識を理解するとともに、実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにする。【知識及び技能】
- ・ コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、聞いたり話したりするとともに、推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。【思考力、判断力、表現力等】
- ・ 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。【学びに向かう力、人間性等】

b 内容構成の改善

○ 内容構成として整理された点は、次の1点である。

- ・ 小・中・高等学校と通じた領域別の目標の下で、内容について体系的に構成を整理した。

c 内容・学習指導の改善・充実

○ 内容として改善・充実された点は、次の2点である。

- ・ 知識及び技能については、外国語活動の内容を踏まえ、「読むこと」、「書くこと」に慣れ親しむことを加え、実際のコミュニケーションで活用できる基礎的な技能を身に付ける。
- ・ 思考力、判断力、表現力等については、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、自分の気持ちや考えを伝え合うことができるよう指導する。

○ 学習指導として改善・充実された点は、次の3点である。

- ・ 言語材料は発達の段階に応じて、児童が受容するものと発信するものがあることに留意して、指導する。
- ・ 推測しながら読むことにつながるよう、音と文字を関連付けて指導する。
- ・ 文及び文構造の指導は、文法用語や用法の指導を行うのではなく、言語活動の中で繰り返し触れることを通して指導する。

イ 指導計画作成のポイント

○ 主な留意点は、次の9点である。

- ・ 中学年（第3学年及び第4学年）、中学校、高等学校との接続に留意する。
- ・ 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする。
- ・ 児童がコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら、英語の音声や表現などの知識を、五つの領域（聞くこと、読むこと、話すこと〔やり取り〕、話すこと〔発表〕、書くこと）における実際のコミュニケーションの場面で活用する学習の充実を図る。
- ・ 学年ごとの目標を適切に定め、2学年間を通じて外国語科の目標の実現を図る。
- ・ 中学年で扱った学習内容を繰り返し指導し、定着を図る。
- ・ 児童が英語に多く触れることが期待される英語学習の特質を踏まえ、短時間での指導を行う場合は、指導の効果を高めるよう工夫する。
- ・ 言語活動で扱う題材は、他教科や学校行事との関連を図るなどの工夫をする。
- ・ 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。
- ・ ネイティブ・スピーカーや地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図る。

○ 内容の取扱いについての主な配慮事項は次の8点である。

- ・ 言語材料については児童の発達の段階に応じて平易なものから難しいものへと段階的に指導する。
- ・ 音声指導に当たっては日本語との違いに留意する。また、音声と文字を関連付けて指導する。
- ・ 日本語との語順の違いに気付いたり、文や文構造について学ぶ指導を工夫する。
- ・ 文法用語や用法の指導に偏ることがないように配慮して、指導する。
- ・ 学習形態や、個々の児童の特性に応じて指導内容や指導方法を工夫する。
- ・ 視聴覚教材やコンピュータ、教育機器などを有効活用する。
- ・ 児童が学習の見通しを立てたり、振り返ったりすることができるようにする。
- ・ 道徳科などとの関連を考慮しながら、外国語科の特質に応じて適切な指導をする。

(11) 道徳教育（「特別の教科 道徳」を含む。）

ア 学習指導要領改訂の趣旨及び要点

ア 改訂の趣旨

- 改訂の基本的な方向性は、次の3点である。
 - ・ 従来の道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の考え方は今後も引き継ぐ。
 - ・ 道徳の時間を教育課程上「特別の教科 道徳」として新たに位置付け、その目標、内容、教材や評価、指導体制の在り方等を見直す。
 - ・ 道徳教育の目標等をより分かりやすい表現で示す。

イ 改訂の要点

a 目標の改善

- 変更された点は、次の4点である。
 - ・ 道徳科の目標を、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の目標と同一であることが分かりやすい表現に改めた。
 - ・ 「各教科等との密接な関連」や「計画的、発展的な指導による補充、深化、統合」は、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に整理し、表現を改めた。
 - ・ 「道徳的価値及び自己の生き方についての自覚を深め」ることを、学習活動を具体化して、「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習」と改めた。
 - ・ 「道徳的实践力を育成する」ことを、具体的に「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」と改めた。

b 内容構成の改善

- 変更された点は、次の3点である。
 - ・ 第3章特別の教科道徳の第2に示す内容が道徳科を要とした道徳教育の内容であることを第1章総則に明示した。
 - ・ それぞれの内容項目に手掛かりとなる「善悪の判断、自律、自由と責任」などの言葉を付記した。
 - ・ 内容項目のまとまりを示す四つの視点は、児童にとっての対象の広がり に即して整理し、順序を改めた。

c 学習内容・学習指導の改善・充実

- 内容項目に関して変更された点は、次の5点である。
 - ・ 新たに加えた項目。（低学年の「個性の伸長」、「公正、公平、社会正義」、「国際理解、国際親善」。中学年の「相互理解、寛容」及び「公正、公平、社会正義」。高学年の「よりよく生きる喜び」。）

- ・ 文言を改めた項目。(低学年の「希望と勇気、努力と強い意志」、他6項目。中学年の「善悪の判断、自律、自由と責任」、他9項目。高学年の「善悪の判断、自律、自由と責任」、他15項目。)
- ・ 文言を明記した項目。(中学年の「国際理解、国際親善」。)
- ・ 文言を加えた項目。(高学年の「相互理解、寛容」。)
- ・ 内容を統合した項目。(高学年の「よりよい学校生活、集団生活の充実」。)
- 学習指導に関して指導の基本方針に新たに加えられた点は、次の1点である。
 - ・ 問題解決的な学習、体験的な活動など多様な指導方法の工夫をする。
- 学習指導に関して従前の指導の基本方針と変わらない点は、次の5点である。
 - ・ 道徳科の特質を理解して指導に当たる。
 - ・ 信頼関係や温かい人間関係を基盤に置く。
 - ・ 児童の自覚を促す指導方法を工夫する。
 - ・ 児童の発達や個に応じた指導方法を工夫する。
 - ・ 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実する。

イ 指導計画作成のポイント

- 全体計画作成において従前と変わらない点は、主に次の6点である。
 - ・ 校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に全教師が協力する。
 - ・ 教師の意識の高揚を図る。
 - ・ 学校の特色を生かして重点的な道徳教育が展開できるようにする。
 - ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の相互の関連性を明確にする。
 - ・ 家庭や地域社会、学校間交流、関係諸機関などとの連携に努める。
 - ・ 計画の実施及び評価・改善のための体制を確立する。
- 年間指導計画作成において従前と変わらない点は、主に次の3点である。
 - ・ 道徳教育の全体計画に基づき、各教科等との関連を考慮する。
 - ・ 内容項目は、各学年において全て取り上げる。
 - ・ 2学年間を見通した重点的な指導、内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫をする。
- 1単位時間の指導計画作成において従前と変わらない点は、主に次の3点である。
 - ・ 年間指導計画に位置付けられた主題を指導する。
 - ・ 児童や学級の実態に即して、教師自身の創意工夫を生かして作成する。
 - ・ 何をどのような順序、方法で指導し、評価し、主題に関連する本時以外の指導にどのように生かすかなど、学習指導の構想を表現する。

(12) 外国語活動

ア 学習指導要領改訂の趣旨及び要点

ア) 導入の趣旨

○ 導入の趣旨は、主に次の3点である。

- ・ これまでの外国語活動では児童の高い学習意欲、中学生の外国語教育に対する積極性の向上といった成果が認められているが、一方で、より体系的な学習が求められている。
- ・ 学年が上がるにつれて児童生徒の学習意欲に課題が生じる、学校種間の接続が十分とは言えない等、学習内容や指導方法等を発展的に生かすことができていない。
- ・ これらの成果と課題を踏まえ、小学校中学年から外国語活動を導入し、外国語に慣れ親しみ外国語学習への動機付けを高め、高学年や中学校への接続を図ることを重視することとしている。

イ) 導入の要点

a 目標

○ 中央教育審議会答申で示された三つの資質・能力を踏まえ、外国語活動の目標として設定されたのは、次の3点である。

- ・ 外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようにする。【知識及び技能】
- ・ 外国語で聞いたり話したりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。【思考力、判断力、表現力等】
- ・ 相手に配慮しながら、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。【学びに向かう力、人間性等】

b 内容構成

- ・ 小・中・高等学校を通じた領域別の目標の下で、内容について体系的に構成を整理した。

c 内容・学習指導

○ 内容として設定された点は、次の2点である。

- ・ 知識及び技能については、実際に外国語を用いた言語活動を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませるようにする。
- ・ 思考力、判断力、表現力等については、具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、情報や考えなどを表現することを通して、身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。

○ 学習指導として設定された点は、次の2点である。

- ・ 言語活動で扱う題材については、我が国の文化や、外国語の背景にある文化に対する関心を高め、理解を深めようとする態度を養うのに役立つものとする。
- ・ 外国語を初めて学習することに配慮し、簡単な語句や基本的な表現を用いながら友達との関わりを大切にしたい体験的な言語活動を行う。

イ 指導計画作成のポイント

○ 主な留意点は、次の7点である。

- ・ 指導計画作成に当たっては、高学年（第5学年及び第6学年）、中学校、高等学校との接続に留意する。
- ・ 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする。
- ・ 児童がコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら、英語の音声や表現などの知識を、三つの領域（聞くこと、話すこと〔やり取り〕、話すこと〔発表〕）における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図る。
- ・ 学年ごとの目標を適切に定め、2学年間を通じて外国語活動の目標の実現を図る。
- ・ 外国語や外国の文化のみならず、国語や我が国の文化についても併せて理解を深めるようにする。
- ・ 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。
- ・ ネイティブ・スピーカーや地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図る。

○ 内容の取扱いについての主な配慮事項は次の8点である。

- ・ 児童にとって身近なコミュニケーションの場面を設定する。
- ・ 文字については、児童の学習負担に配慮しつつ、音声によるコミュニケーションを補助するものとして取り扱う。
- ・ 言葉によらないコミュニケーションの手段（ジェスチャー等）の役割も理解させる。
- ・ 学習形態や、個々の児童の特性に応じて指導内容や指導方法を工夫する。
- ・ 視聴覚教材やコンピュータ、教育機器などを有効活用する。
- ・ 児童が学習の見通しを立てたり、振り返ったりすることができるようにする。
- ・ 言語やその背景にある文化に対する理解が深まるように指導する。
- ・ 道徳科との関連を考慮しながら、外国語活動の特質に応じて適切な指導をする。

(13) 総合的な学習の時間

ア 学習指導要領改訂の趣旨及び要点

ア) 改訂の趣旨

- 改訂の基本的な方向性は、次の3点である。
 - ・ 地域や学校、児童の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習とするとともに、探究的な学習や協働的な学習とすることを一層重視する。
 - ・ 各教科等との相互の関わりを意識しながら、学校全体で育てたい資質・能力に対応したカリキュラム・マネジメントが行われるようにする。
 - ・ 探究のプロセスの中でも「整理・分析」、「まとめ・表現」に対する取組が十分ではないことから、探究のプロセスを通じた一人一人の資質・能力の向上をより一層意識する。

イ) 改訂の要点

a 目標の改善

- 変更された点は、次の2点である。
 - ・ 各学校が総合的な学習の時間の目標を設定するに当たっては、第1の目標を踏まえるとともに、各学校における教育目標を踏まえて設定すること。
 - ・ 「探究的な見方・考え方」を働かせ、総合的・横断的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指すこと。（「探究的な見方・考え方」には、各教科における見方・考え方を総合的に働かせるということと総合的な学習の時間に固有な見方・考え方を働かせるという2つの要素がある。）

b 学習内容・学習指導の改善・充実

- 新たに加えられた点は、次の5点である。
 - ・ 各学校は総合的な学習の時間の「目標を実現するにふさわしい探究課題」と「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」の二つを設定すること。
 - ・ 他教科等で育成を目指す資質・能力との関連を重視すること。
 - ・ 言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動（「考えるための技法」）や、コンピュータ等を活用して情報を収集・整理・発信する学習活動を行うこと。
 - ・ プログラミングを体験しながら、論理的思考力を身に付ける学習活動を行うこと。
 - ・ 障害のある児童等については、指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- 従前と変わらない点は、主に次の3点である。
 - ・ 協働して課題を解決しようとする学習活動を重視すること。
 - ・ 自然体験・ボランティア活動などの体験活動を重視すること。

- ・ 地域の教材や学習環境を積極的に取り入れた学習活動を重視すること。

イ 指導計画作成のポイント

○ 新たに加えられた点は、次の2点である。

- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を図れるようにすること。
- ・ 「各学校において定める目標」、「目標を実現するにふさわしい探究課題」、「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」等を設定した全体計画を作成すること。

○ 従前と変わらない点は、主に次の4点である。

- ・ 児童の実態等を踏まえ、学校や地域の特色を生かした学習活動が展開されるようにすること。
- ・ 育成を目指す資質・能力を中心にして年間指導計画を作成すること。また、年間指導計画は、単元の途中での変更や改善など弾力的な運用に耐えうる柔軟なものにすること。
- ・ 相互に考え、話し合い、学び合う学習活動や、地域の人々との意見交換や交流活動など、他者と協働して問題解決したり、言語により分析しまとめたりするなどの学習活動、各教科等との関連を意識した学習活動などを工夫すること。
- ・ 導入の課題設定の場面で見通しとゴールのイメージをもつことや、整理・分析場面で思考ツール等による相互作用を行うこと、さらに文字言語を中心とした振り返りにより自己変容を自覚し次に生かすことなど、探究のプロセスを一層重視すること。

(14) 特別活動

ア 学習指導要領改訂の趣旨及び要点

ア) 改訂の趣旨

- 改訂の基本的な方向性は、次の6点である。
 - ・ これまでの目標を整理し、資質・能力を育成する上で重要な視点として「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の三つで整理する。
 - ・ 学級活動、児童会活動、クラブ活動の各活動及び学校行事で構成する。
 - ・ 学校生活を送る上での基盤となる力や社会で生きて働く力を育む。
 - ・ 「なすことによって学ぶ」ことを方法原理とする。
 - ・ 各活動及び学校行事の学習の過程を明確にする。
 - ・ 「基礎的・汎用的能力」を育むというキャリア教育本来の役割を、小・中・高等学校がつながるよう明確にする。

イ) 改訂の要点

a 目標の改善

- 変更された点は、次の2点である。
 - ・ 学習の過程と三つの資質・能力からなる目標を設定した。学習の過程は、従前の目標の「望ましい集団活動を通して」としてきたことを具体的に示したものである。
 - ・ 資質・能力の育成に当たっては、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせて取り組めるようにする。

b 内容構成の改善

- 変更された点は、次の1点である。
 - ・ 学級活動に「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」を設け、キャリア教育の視点から小・中・高等学校のつながりが明確になるようにした。

c 学習内容・学習指導の改善・充実

- 新たに加えられた点は、次の1点である。
 - ・ 学校生活への適応等について、集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと個々の児童に対応した指導を行うカウンセリングの双方の趣旨を踏まえて指導を行う。
- 従前の項目に加えられた点は、次の3点である。
 - ・ 学級活動において、学習の過程として、(1)の内容については、集団としての合意形成を、(2)及び(3)の内容については、一人一人の意思決定を行えるようにする。
 - ・ 児童会活動において、児童が児童会において主体的に組織をつくるよう指導する。また、学校の全児童が主体的に参加できるよう配慮する。
 - ・ 学校行事において、健康安全・体育的行事での事件や事故、災害から身を守る活

動を重視する。

○ 従前と変わらない点は、主に次の6点である。

- ・ 学級活動における児童の自発的、自治的な活動を中心として、各活動及び学校行事を相互に関連付けながら、学級経営の充実を図る。
- ・ いじめの未然防止を含めた生徒指導との関連を図る。
- ・ 児童会活動において、児童会が計画や運営を行う集会等の活動では、学年や学級が異なる児童と共に楽しく触れ合い、交流を図ることができるようにする。
- ・ クラブ活動において、児童が計画を立てて役割分担し、協力して楽しく活動できるようにする。
- ・ 学校行事において、「遠足・集団宿泊的行事」の自然の中での集団宿泊活動を重視する。
- ・ 異年齢集団による交流を重視する。

イ 指導計画作成のポイント

○ 新たに加えられた点は、次の3点である。

- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を図るようにする。
- ・ 低学年において、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連に考慮する。
- ・ 障害のある児童などについては、指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。

○ 従前と変わらない点は、主に次の7点である。

- ・ 全体計画や各活動及び学校行事の年間指導計画を作成する。
- ・ 学級活動の1単位時間の指導計画を作成する。
- ・ 学校の創意工夫を生かす。
- ・ 学級や学校の実態、児童の発達の段階を考慮する。
- ・ 各教科等との関連を図る。
- ・ 児童による自主的・実践的な活動が助長されるようにする。
- ・ 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫する。